

入札説明書（建設業関連業務委託制限付一般競争入札共通事項）

1 入札に参加する者に必要な資格

- （１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- （２）入札書の提出日から落札決定日までの間に、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項の規定による営業停止の期間がないこと。
- （３）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- （４）入札公告に掲げる入札参加要件を全て満たしていること。

2 この入札の対象者

- （１）次の各号のいずれかに該当する者は、この入札に参加することはできない。
 - ア 暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成 25 年静岡市条例第 11 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び暴力団員等と密接な関係を有するものであるおそれがあると市長が認める者
 - イ 入札書の提出日から落札決定日までの間に、静岡市入札参加停止等措置要綱（平成 24 年 4 月 1 日施行）に基づく入札参加停止の期間がある者
 - ウ 静岡市へ電子入札システム利用届を提出し、システム利用届受付票の交付を受けていない者
 - エ 次の（ア）から（ウ）までに掲げるものは、それぞれその組合員又は構成員と同一の入札に参加することはできない。
 - （ア）中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づく事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合
 - （イ）中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）に基づく協業組合、商工組合及び商工組合連合会
 - （ウ）法人以外の共同受注を行う団体

3 入札参加資格の確認

開札の結果、落札候補者になった者は、入札後に入札参加資格確認申請書類（以下「申請書類」という。）を契約課に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、落札候補者になった者以外の者についても入札参加資格を確認するため、申請書類の提出を求める場合がある。

落札候補者が提出期限までに当該申請書類を提出しない場合は、落札候補者が行った入札を無効とした上で、次順位者を落札候補者とし審査を行う。

4 入札方法等

- (1) 入札に参加する際は、「静岡市電子入札運用基準」、「静岡市建設業関連業務の委託契約に係る入札心得」を遵守すること。
- (2) 入札書に委託費内訳書を添付して、公告に記載したとおり提出すること。
- (3) 委託費内訳書には、入札番号、委託名、入札参加者の名称を記載すること。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（その金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を減じた額（免税事業者の場合は課税事業者と同一の間尺で比較できるようにするため用いる計算上算出された金額）を入札書に記載すること。
- (5) 入札執行回数は、予定価格が事前公表の場合は1回、事後公表の場合は2回を限度とする。

5 落札者の決定方法

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項及び地方自治法施行令第167条の10の規定により予定価格の制限の範囲内で最低の価格（最低制限価格を設定した委託にあつては、最低制限価格以上の価格）をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とする。
なお、落札候補者となるべき金額を入札した者が複数あるときは、直ちに電子くじを行い、落札候補者の順位を決定する。
- (2) 開札後に落札候補者から提出された申請書類を審査し、その結果、入札参加資格を満たしていると確認した場合には、当該落札候補者を落札者として決定する。
なお、入札参加資格を満たしていないと確認した場合には、当該落札候補者が行った入札を無効とした上で、次順位者を落札候補者とし、申請書類の提出を求め、落札者が決定するまで順次同様の手続を行うものとする。

6 委託費内訳書の取扱いについて

別紙「委託費内訳書の取扱いについて」のとおり

7 その他

- (1) 事業協同組合がこの入札に参加しようとする場合は、その組合員は、この入札に参加することはできない。
- (2) 提出書類の取扱い
 - ア 提出書類は1部とし、作成費用は、提出者の負担とする。
 - イ 提出者に無断で他の用途に使用しない。
 - ウ 返却しない。
- (3) 落札決定から契約締結までに、落札者が暴力団員等、暴力団員の配偶者及び暴力団員等と密接な関係を有するものであるおそれがあると市長が認める者と判明した場合は、当該落札決定を取り消し、契約を締結しない。
- (4) 契約後に、契約の相手方が暴力団員等、暴力団員の配偶者及び暴力団員等と密接な関係を有するものであるおそれがあると市長が認める者と判明した場合は、契約を解除する。

- (5) 再委託、その他の当該契約に関連する契約の相手方も暴力団の排除の対象になる。
- (6) 当該契約に係る事業の遂行に当たって暴力団等による不当な行為を受けた場合の措置について
- ア 落札者は、暴力団員等による不当行為を受けた場合は、発注者にその旨を文書で報告しなければならない。
- イ 前項による発注者への報告を行った場合は、所轄の警察署長へ通報を行い、捜査上必要な協力を行わなければならない。
- ウ 受注者は、暴力団員等による不当行為を受けたことにより、工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うものとする。
- エ 不当行為を受けたにもかかわらず発注者及び所轄の警察署長への報告（通報）等を怠った場合は、入札参加停止の措置をとるものとする。

委託費内訳書の取扱いについて

静岡市発注の建設業関連業務委託に係る入札時の積算内訳書（以下「内訳書」という。）の取扱いについて次のとおりとする。

1 対象案件

一般競争入札又は指名競争入札で内訳書の提出を指示している案件とする。

2 提出の時期と方法

電子入札システム上で、入札書を提出する場合は、入札書提出と同時にファイルを添付して提出する。2回目の入札時は、電子入札システムで通知する入札締切までにFAX又は持参により契約課窓口へ提出する。紙入札による場合は、入札書と同時に提出する。

3 作成方法

入札情報サービス（PPI）からダウンロードした設計図書の「委託費内訳書の作成方法について」に示された方法により作成する。

4 内訳書の確認事項

- （１）入札番号、委託名、商号又は名称
- （２）入札金額と内訳書の合計金額の照合
- （３）内訳の項目及び金額

項 目	記 載 事 項
直接測量費 直接人件費 直接調査費	「委託費内訳書の作成方法」で指定したページのうち、内訳書のすべての項目を記載すること。 ※直接人件費等の項目がなく、直接原価として計上している設計書においては、「直接原価（積上）」を直接人件費等として扱う。
その他の項目	内訳書の項目を記載すること。 なお、以下に該当する項目については、 <u>各項目の総額のみの記載でも可。</u> 【測 量】 測量調査費、諸経費 【土木関係コンサルタント】 直接経費、その他原価、一般管理費、技術経費、諸経費 【建築関係コンサルタント】 特別経費、技術料等経費、諸経費 【地質調査業務】 間接調査費、解析等調査業務費、諸経費 【補償関係コンサルタント】 直接経費、その他原価、一般管理費、技術経費、諸経費

※その他の項目は、率計算となる部分もあることから各項目の総額のみの記載でも可とする。

5 確認後の内訳書の取扱い

(1) 内訳書が次のいずれかに該当するときは、当該内訳書に係る入札を無効とする。また、提出した内訳書の書換え、引換え又は撤回は認めない。ただし、入札参加者の責めに帰することができない事由によるときは、市は、改めて内訳書の提出を求めることができる。

なお、軽微な誤字、脱字等があるに過ぎないときは、注意を行った上で有効なものとして取扱うことができる。

未提出であると認められる場合	内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	内訳書とは無関係な書類である場合
	他の委託の内訳書である場合
	白紙である場合
	紙入札のとき内訳書に押印が欠けている場合
	内訳書が特定できない場合
記載すべき事項が欠けている場合	委託名がない場合
	商号又は名称がない場合（電子入札の場合は除く。）
	求められている項目が欠けている場合
記載すべき事項に誤りがある場合	委託名に誤りがある場合
	商号又は名称に誤りがある場合
	内訳書の合計金額と入札金額とが一致していない場合
その他	内訳書が電子データの場合で破損等の理由により内容が確認できない場合
	内訳書が電子データの場合で市が指定した以外のファイル形式でファイルを開くことができない場合
	その他未提出又は不備等がある場合

(2) 内訳書の確認により、次に掲げる場合に該当し談合の疑義があると認められる場合は、「静岡市入札談合情報処理要領」により対応することがある。

- ア 他の業者の内訳書が添付されたもの
- イ 手書きで筆跡が同一と判断されるもの
- ウ その他談合が推測される記載等があるもの